

2019年
全国家計構造調査

福井県の概要

令和4年3月

福井県

目 次

結果の概要

I 家計収支	1
II 貯蓄・負債	8
III 家計資産	12

調査の概要	14
-------	----

用語の解説	15
-------	----

利用上の注意	21
--------	----

I 家計収支

1 二人以上の世帯の支出

(1) 概況

二人以上の世帯の2019年10月～11月の1か月平均消費支出は1世帯当たり257,425円で、全国第40位となっている。2014年と比較すると、名目13.5%の減少、実質16.3%の減少となっている(表1)。

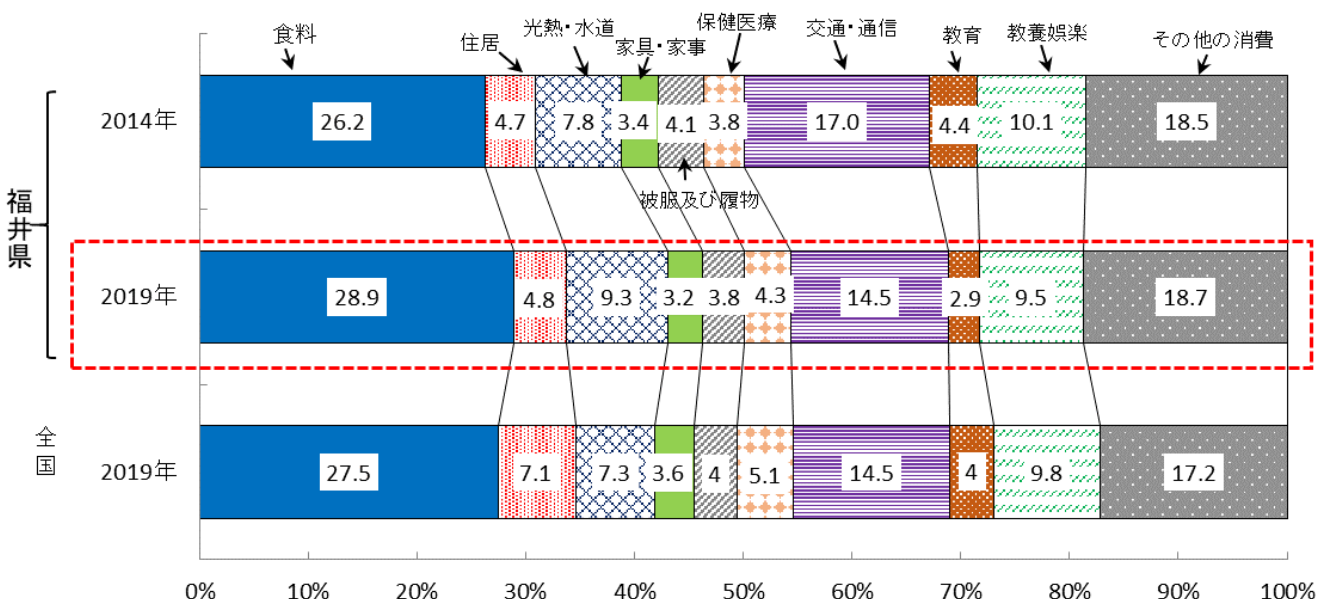
消費支出に占める費目別購入割合をみると、「食料」(28.9%)、交際費などの「その他の消費支出」(18.7%)、「交通・通信」(14.5%)が高くなっている。

また、費目別割合を2014年と比較すると、「食料」、「光熱・水道」などが上昇しており、一方で、「交通・通信」などが低下している(図1)。

表1 費目別消費支出(二人以上の世帯)

項目	福井県						全国
	2014年		2019年		増減率(%)		2019年
	実数	順位	実数	順位	名目	実質	実数
世帯主の年齢(歳)	58.8	7	59.3	16	-	-	58.1
世帯人員(人)	3.44	1	3.20	4	-	-	2.98
消費支出(円)	297,531	11	257,425	40	-13.5	-16.3	279,066
食料	78,058	4	74,426	20	-4.7	-12.2	76,646
住居	13,946	32	12,411	42	-11.0	-11.0	19,702
光熱・水道	23,354	10	23,856	7	2.1	-5.6	20,378
家具・家事用品	10,196	33	8,277	46	-18.8	-15.6	9,915
被服及び履物	12,257	27	9,740	34	-20.5	-28.9	11,119
保健医療	11,195	41	11,137	45	-0.5	-4.1	14,188
交通・通信	50,611	4	37,433	39	-26.0	-22.9	40,558
教育	13,017	11	7,558	26	-41.9	-44.8	11,232
教養娯楽	29,937	8	24,400	29	-18.5	-21.3	27,284
その他の消費支出	54,960	15	48,186	25	-12.3	-13.9	48,045

図1 費目別消費支出の割合(二人以上の世帯)



(2) 世帯主の年齢階級

二人以上の世帯の1世帯当たり1か月平均消費支出を世帯主の年齢階級別にみると、35歳未満が164,441円と最も少なく、年齢階級が高くなるにつれて多くなり、45～54歳の297,328円が最も多くなっている。また、全国と比較してみると、全ての年齢階級で全国より少なくなっている(図2)。

消費支出に占める費目別割合を年齢階級別にみると、45～54歳では、他の年齢階級と比較して、「教育」の割合が7.8%と高く、55～64歳では、交際費などの「その他の消費支出」の割合が22.4%と高くなっている。また、75歳以上では、他の年齢階級と比べて、「食料」の割合が31.8%、「光熱・水道」の割合が10.8%と高くなっている。(図3)

図2 世帯主の年齢階級別消費支出(二人以上の世帯)

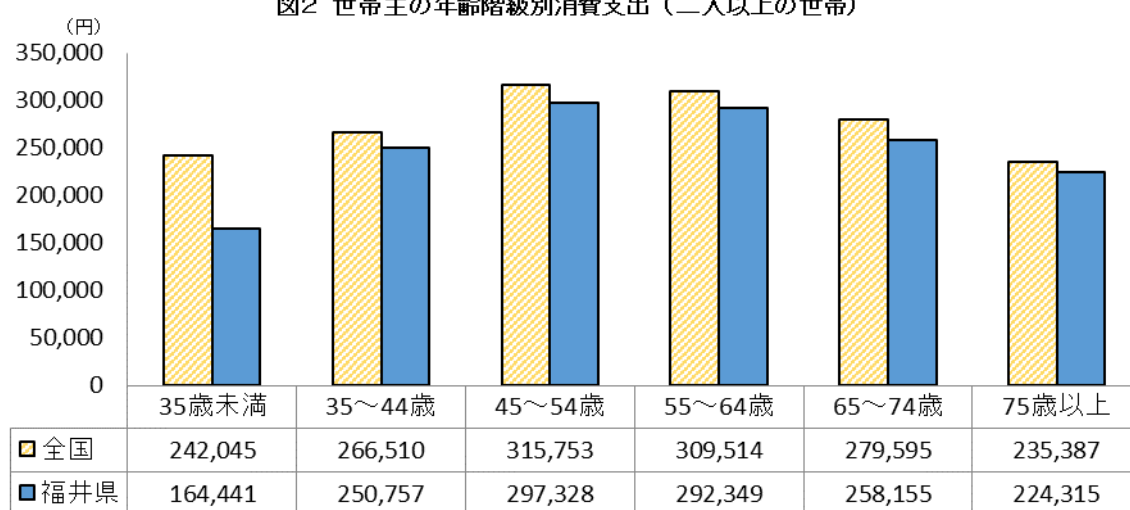
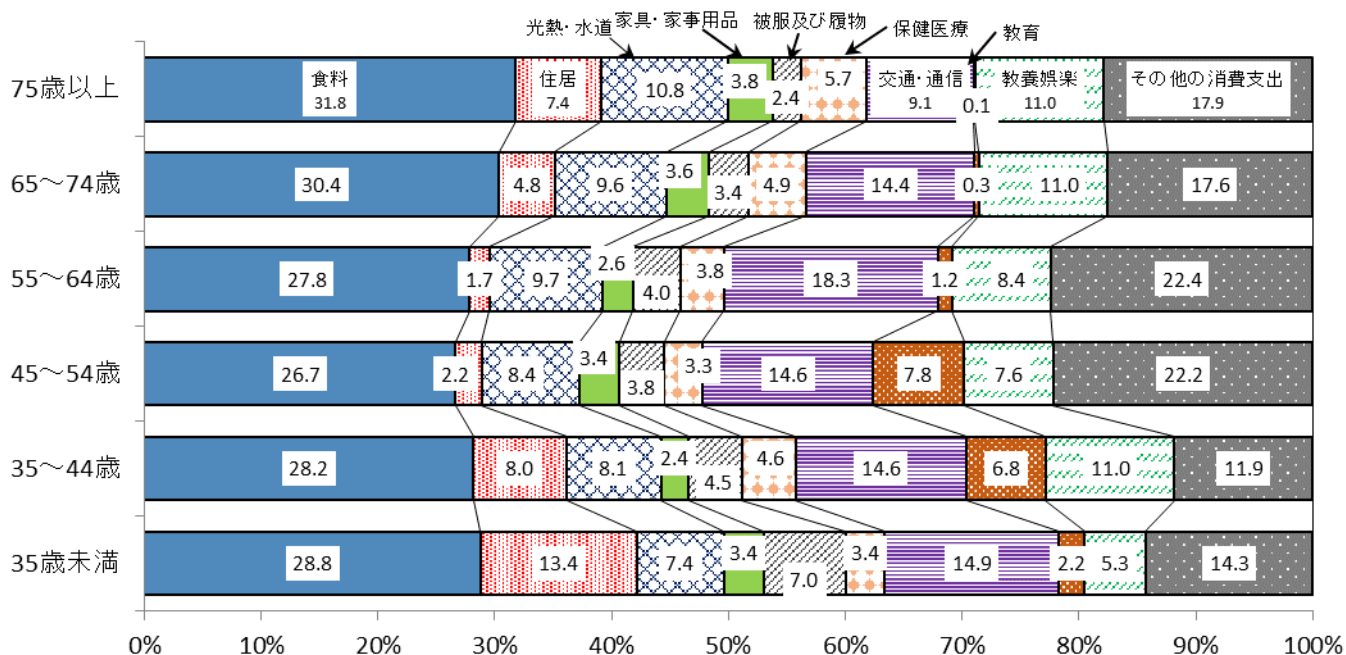


図3 世帯主の年齢階級別消費支出の費目構成(二人以上の世帯)



2 二人以上の世帯のうち勤労者世帯の収入と支出

(1) 概況

二人以上の世帯のうち勤労者世帯の実収入は、1世帯当たり1か月平均534,840円で、全国第14位。2014年と比較すると、名目0.5%の増加、実質2.8%の減少となっている。

実収入に占める収入を種類別に2014年と比較してみると、「勤め先収入」が増加（名目0.6%）し、「勤め先収入以外」が減少（名目-0.1%）している。また、「勤め先収入」では「他の世帯員の勤め先収入」のみが減少（名目-11.0%）している（表2）。

勤労者世帯の1世帯当たり1か月平均消費支出は263,528円となっており、2014年と比較すると、名目で13.7%の減少、実質で16.6%の減少となっている。

消費支出に占める費目別割合を見ると、「食料」（27.5%）、交際費などの「その他の消費支出」（17.6%）、「交通・通信」（16.8%）が高くなっている（表2、図4）。

表2 家計収支と内訳（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）

項 目	福 井 県						全 国
	2014年		2019年		増減率(%)		2019年
	実数	順位	実数	順位	名目	実質	実数
世帯人員(人)	3.63	1	3.31	8	-	-	3.17
有業人員(人)	2.04	1	1.97	4	-	-	1.83
世帯主の年齢(歳)	49.5	1	50.3	6	-	-	49.2
実収入(円)	532,254	1	534,840	14	0.5	-2.8	531,382
勤め先収入	455,188	4	457,859	19	0.6	-2.7	468,937
世帯主の勤め先収入	317,496	27	319,975	28	0.8	-2.5	362,212
世帯主の配偶者の勤め先収入	87,334	4	93,083	10	6.6	3.1	78,201
他の世帯員の勤め先収入	50,358	1	44,801	7	-11.0	-14.0	28,525
勤め先収入以外 ※1	77,066	2	76,980	11	-0.1	-3.4	62,444
可処分所得(円) ※2	443,318	2	446,156	13	-	-	438,768
消費支出(円)	305,481	19	263,528	43	-13.7	-16.6	289,503
食料	75,935	10	72,558	24	-4.4	-12.0	76,185
住居	13,113	42	14,277	36	8.9	9.0	20,929
光熱・水道	22,136	10	22,125	9	-0.0	-7.5	19,596
家具・家事用品	9,741	35	7,450	46	-23.5	-20.5	9,711
被服及び履物	12,777	32	10,430	33	-18.4	-27.0	12,255
保健医療	10,985	32	10,773	33	-1.9	-5.5	12,718
交通・通信	57,200	13	44,275	35	-22.6	-19.4	45,549
教育	18,158	10	11,411	24	-37.2	-40.4	15,370
教養娯楽	27,085	23	23,848	32	-12.0	-15.0	27,698
その他の消費支出	58,352	27	46,380	35	-20.5	-22.0	49,490
非消費支出(円)	88,936	7	88,684	23	-	-	92,614
平均消費性向(%) ※3	68.9	47	59.1	47	-	-	66.0

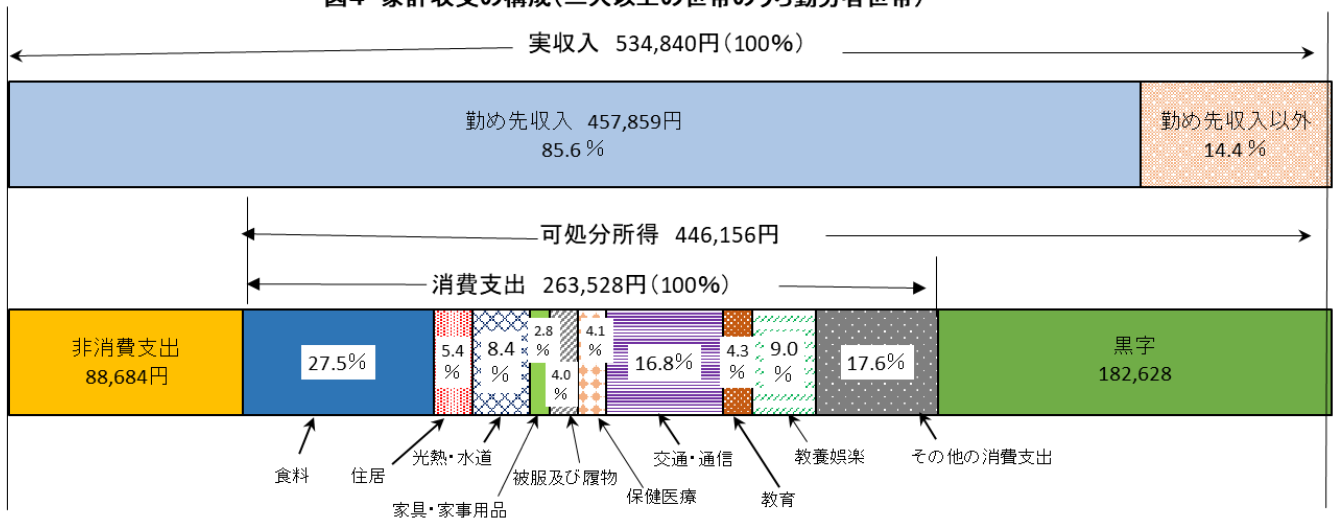
※1 「事業・内職収入」、「他の経常収入」、「特別収入」

※2 可処分所得＝実収入－非消費支出

※3 平均消費性向＝消費支出÷可処分所得×100

注 厚生年金などの公的年金は偶数月に2か月分が給付される。全国家計構造調査の調査期間（10～11月）中には10月に1回（2か月分）となるので、単純に集計すると2か月分の平均とはならない。そこで、令和元年調査の結果集計においては、集計方法の見直しがされているため比較には注意が必要。

図4 家計収支の構成(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)

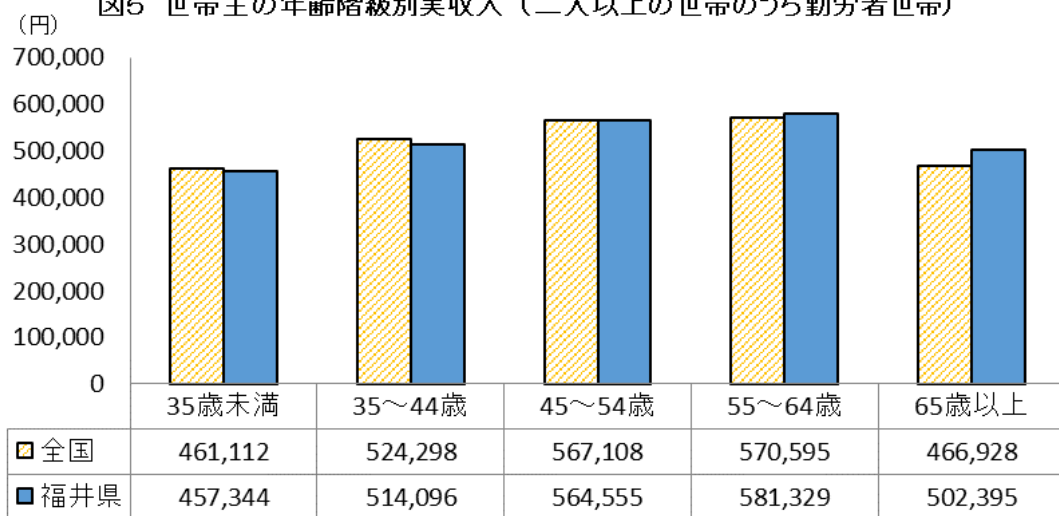


(2) 世帯主の年齢階級

二人以上の世帯のうち勤労者世帯の1世帯当たり1か月平均実収入を世帯主の年齢階級別にみると、世帯主が「55～64歳」の世帯が581,329円と最も多くなっている。

また、「55～64歳」および「65歳以上」の年齢階級では、実収入が全国を上回っている(図5)。

図5 世帯主の年齢階級別実収入(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)



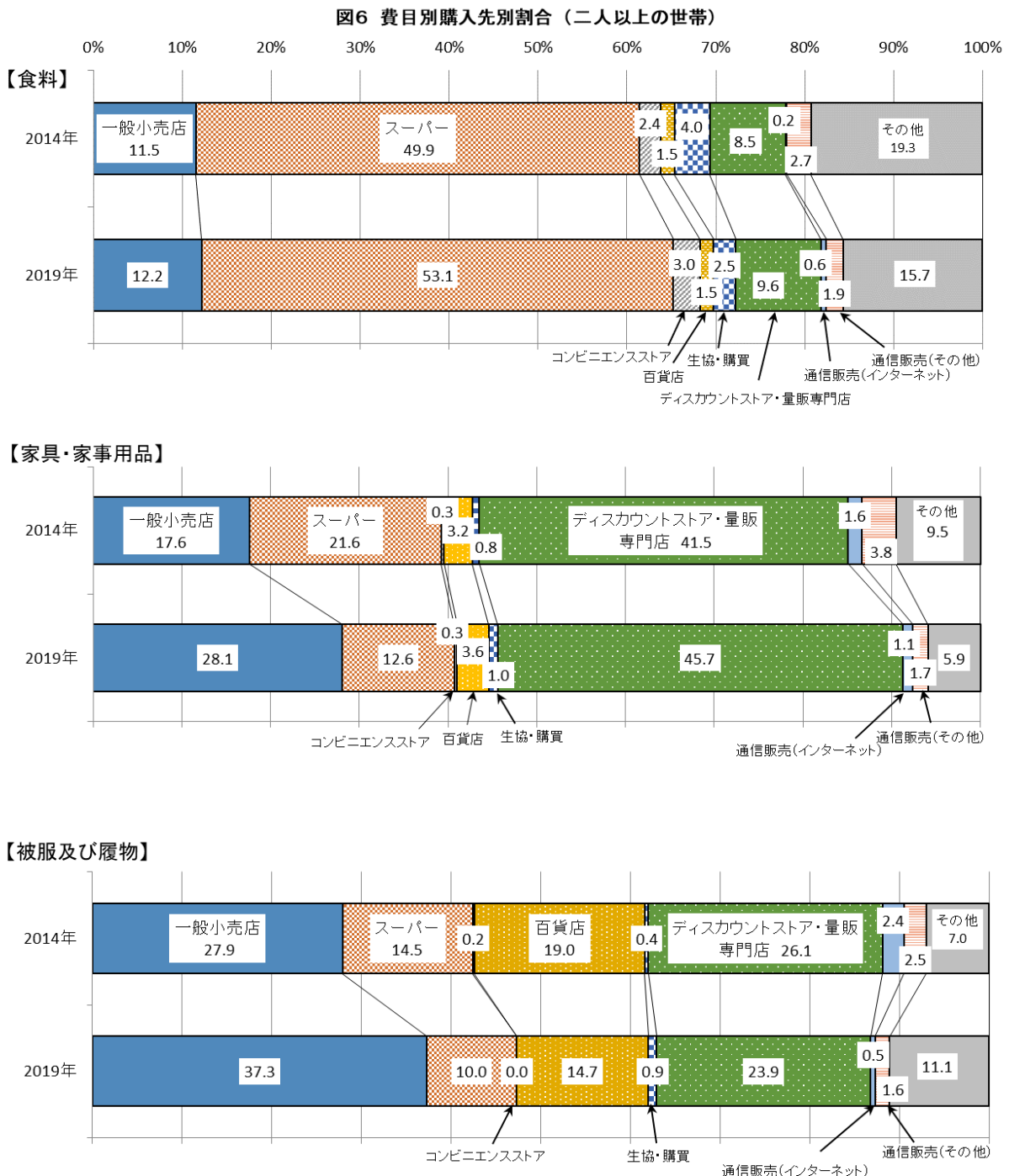
3 購入先、購入地域および品目別にみた支出

(1) 購入先

二人以上の世帯の購入先別割合をみると、「食料」は「スーパー」が約5割と最も高く、次いで外食等の「その他」、「一般小売店」となっている。2014年と比較すると、「スーパー」、「一般小売店」等の割合が上昇している。

「家具・家事用品」は「ディスカウントストア・量販専門店」の割合が最も高くなっており、2014年と比較すると、4.2ポイント上昇している。

「被服及び履物」は「一般小売店」の割合が最も高く、次いで「ディスカウントストア・量販専門店」となっている。2014年と比較すると、「スーパー」、「百貨店」等の割合が低下している。(図6)



(2) 購入地域

二人以上の世帯の消費支出の購入地域別割合をみると、本県は「他の都道府県」での購入割合が、2014年に比べ0.9ポイント減少している（図7）。

また、費目別にみると、「他の都道府県」での支出割合が最も多いのは「被服及び履物」、次いでパック旅行費などの「教養娯楽」となっている（図8）。

図7 「他の都道府県」での購入割合（北陸地方・二人以上の世帯）

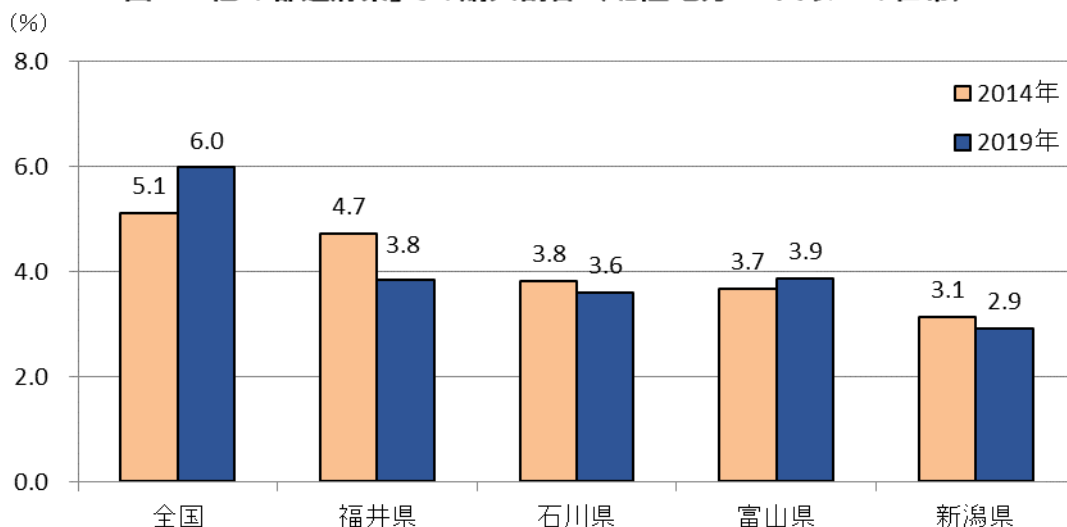
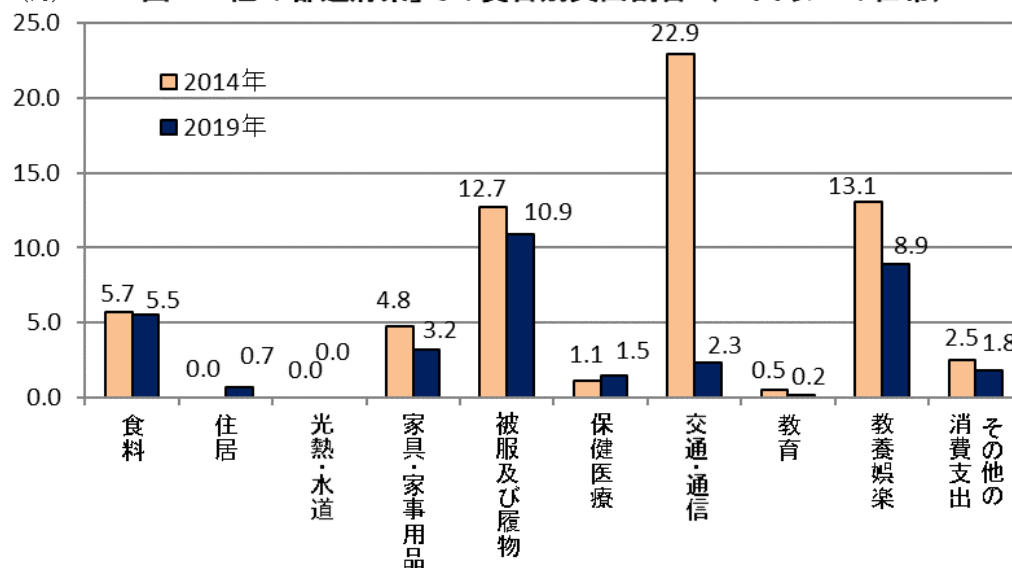


図8 「他の都道府県」での費目別支出割合（二人以上の世帯）



(3) 購入行動の形態別にみた支出

二人以上の世帯の1世帯当たり1か月平均消費支出を購入形態別にみると、現金のほか口座間振込による支払等を含めた支出（以下「現金」(※)という。）は204,401円で、消費支出全体（257,425円）の79.4%を占めている。

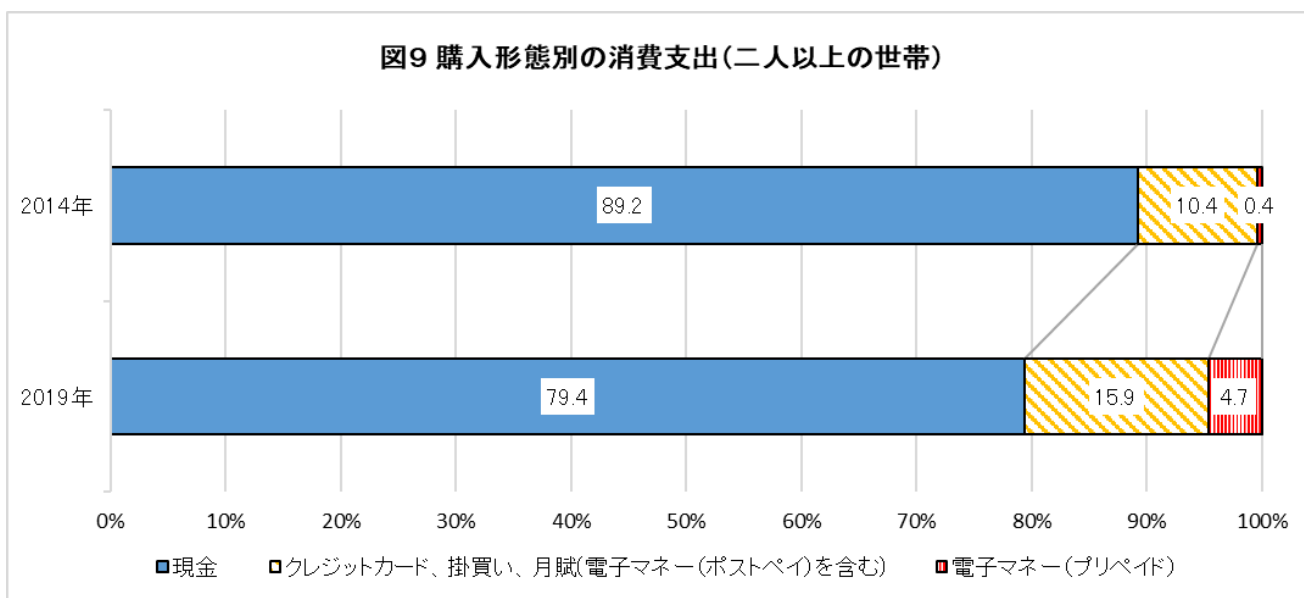
購入形態別支出割合を2014年と比較すると、「現金」は9.8ポイント低下している。一方、「クレジットカード、掛買い、月賦（電子マネー（ポストペイ）を含む）」は5.5ポイント、「電子マネー（プリペイド）」は、4.3ポイント、それぞれ上昇している。（表3、図9）

※「現金」に含まれる購入形態の詳細は、「用語の解説」の「11 購入形態」を参照のこと。

表3 購入形態、費目別消費支出(二人以上の世帯)

	2014年				2019年			
	計	現金	クレジットカード、掛買い、月賦(電子マネー(ポストペイ)を含む)	電子マネー(プリペイド)	計	現金	クレジットカード、掛買い、月賦(電子マネー(ポストペイ)を含む)	電子マネー(プリペイド)
消費支出(円)	297,531	265,449	30,955	1,127	257,425	204,401	41,013	12,011
食料	78,058	71,521	5,943	595	74,426	53,970	11,043	9,413
うち 外食	11,062	10,749	287	27	10,704	8,984	1,561	160
住居	13,946	13,731	213	2	12,411	12,081	326	4
光熱・水道	23,354	21,308	2,043	3	23,856	20,555	3,272	29
家具・家事用品	10,196	8,392	1,778	26	8,277	5,605	2,175	497
被服及び履物	12,257	9,811	2,387	59	9,740	6,317	2,985	438
保健医療	11,195	10,370	783	42	11,137	9,000	1,780	357
交通・通信	50,611	38,274	12,041	295	37,433	25,586	11,441	406
教育	13,017	12,834	183	-	7,558	7,323	233	2
教養娯楽	29,937	26,154	3,729	54	24,400	18,941	5,077	382
その他の消費支出	54,960	53,054	1,855	50	48,186	45,023	2,681	482
うち 交際費	12,281	12,279	2	-	8,860	8,669	180	10

図9 購入形態別の消費支出(二人以上の世帯)



Ⅱ 貯蓄・負債

1 所得概況

二人以上の世帯の1世帯当たり2019年の年間収入は723.2万円であった。2014年と比較すると5.0%増加となっている（表4）。

表4 所得構成別年間収入（二人以上の世帯）

項目	福井県					全国	
	2014年		2019年		増減率 (%)	2019年	
	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)		実数	構成比 (%)
世帯主の年齢 (歳)	58.8	-	59.9	-	-	58.1	-
世帯人員 (人)	3.44	-	3.29	-	-	2.99	-
年間収入 (千円)	6,886	100.0	7,232	100.0	5.0	6,773	100.0
勤め先収入	4,385	63.7	4,872	67.4	11.1	4,588	67.7
世帯主収入	2,461	35.7	2,762	38.2	12.2	3,156	46.6
世帯主の配偶者の収入	897	13.0	899	12.4	0.2	813	12.0
他の世帯員の収入	1,027	14.9	1,212	16.8	18.0	619	9.1
事業・内職収入	735	10.7	751	10.4	2.2	787	11.6
利子・配当金	33	0.5	25	0.3	-24.2	29	0.4
公的年金・恩給給付	1,408	20.4	1,369	18.9	-2.8	1,089	16.1
社会保障給付金（公的年金・恩給以外）	-	-	58	0.8	-	54	0.8
企業年金・個人年金給付	155	2.3	128	1.8	-17.4	149	2.2
仕送り金	69	1.0	18	0.2	-73.9	55	0.8
その他の収入	58	0.8	2	0.0	-96.6	12	0.2
現物収入	43	0.6	9	0.1	-79.1	11	0.2

注1 2019年10月末日現在、2014年11月末日現在

注2 金融資産を保有していない世帯を含む平均

2 金融資産概況

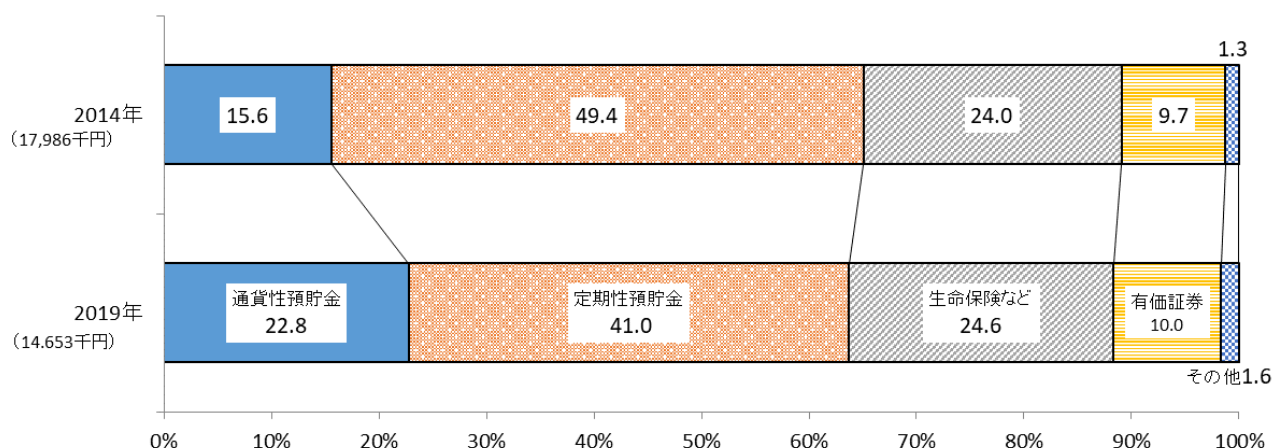
二人以上の世帯の金融資産残高（貯蓄現在高）の構成比を貯蓄の種類別にみると、「定期性預貯金」が41.0%と最も高く、次いで「生命保険など」が24.6%などとなっている。

2014年と比較すると、「通貨性預貯金」の割合が上昇し、「定期性預貯金」などの割合が低下している（表5、図10）。

表5 貯蓄の種類別金融資産残高（二人以上の世帯）

項目	福井県					全国	
	2014年		2019年		増減率 (%)	2019年	
	実数 (千円)	構成比 (%)	実数 (千円)	構成比 (%)		実数 (千円)	構成比 (%)
金融資産残高（貯蓄現在高）	17,986	100.0	14,653	100.0	-18.5	14,497	100.0
預貯金	11,701	65.1	9,340	63.7	-20.2	9,240	63.7
通貨性預貯金	2,808	15.6	3,337	22.8	18.8	4,081	28.2
定期性預貯金	8,893	49.4	6,003	41.0	-32.5	5,159	35.6
生命保険など	4,319	24.0	3,602	24.6	-16.6	2,918	20.1
有価証券	1,741	9.7	1,467	10.0	-15.7	2,135	14.7
その他	225	1.3	244	1.7	8.4	202	1.4
（再掲）年金貯蓄型	900	5.0	573	3.9	-36.3	547	3.8

図10 貯蓄の種類別貯蓄現在高の構成比（二人以上の世帯）



3 金融負債概況

二人以上の世帯の2019年10月末日現在の金融負債残高は1世帯当たり453.7万円で、2014年と比較すると18.6%の増加となっている。金融負債残高のうち「住宅・土地のための負債」は370万円となっており、金融負債残高の81.6%を占めている。

「住宅・土地のための負債保有率」（「住宅・土地のための負債」を保有している世帯の割合）は26.2%となっており、2014年と比較すると1.5ポイント増加している（表6）。

表6 金融負債残高および負債保有率（二人以上の世帯）

（ ）内は都道府県別の順位

		金融負債残高 (千円)		うち 住宅・土地 のための負 債(千円)		金融負債残高 に占める住 宅・土地のた めの負債割合 (%)	負債 保有率 (%) ※	うち 住宅・土地の ための負債保 有率(%)
			増減率 (%)		増減率 (%)			
福井県	2014年	3,826 (30)	—	3,213	—	84.0	36.3	24.7
	2019年	4,537 (27)	18.6	3,700	15.2	81.6	38.8	26.2
全国	2014年	5,236	—	4,511	—	86.2	42.7	28.5
	2019年	6,110	16.7	5,258	16.6	86.1	42.8	29.4

注1 2019年10月末日現在、2014年11月末日現在

注2 金融負債を保有していない世帯を含む平均

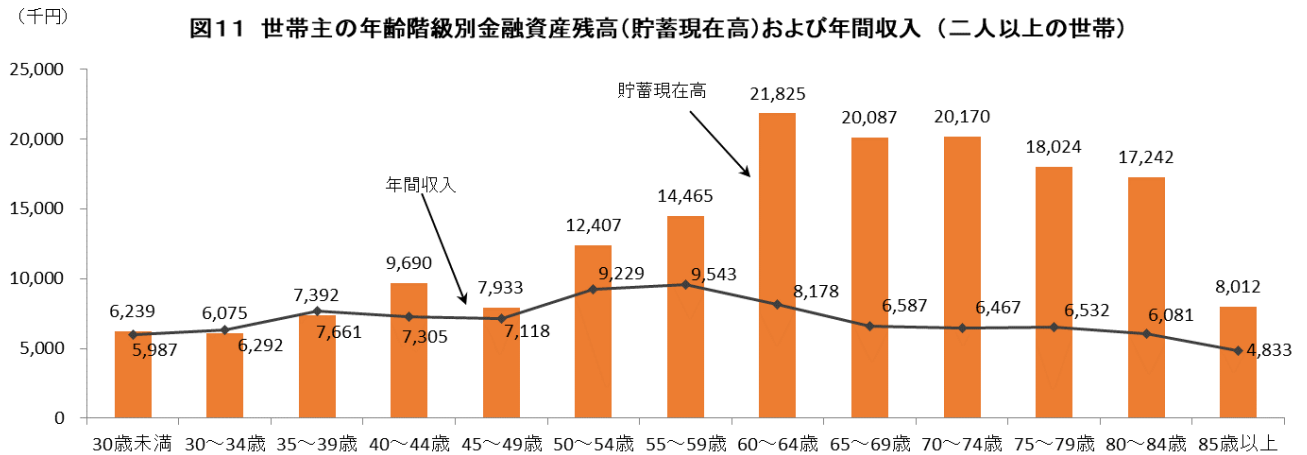
※ 負債保有率＝負債保有世帯数（抽出率調整済）÷集計世帯数（抽出率調整済）×100

福井県の2014年と2019年の金融資産残高（貯蓄現在高）と金融負債残高をみると、貯蓄は減少し、負債は増加している（表5、6）。

4 世帯主の年齢階級

二人以上の世帯の1世帯当たりの金融資産残高（貯蓄現在高）を世帯主の年齢階級別にみると、「30～34歳」が607.5万円で最も少なく、「60～64歳」が2,182.5万円で最も多くなっている。

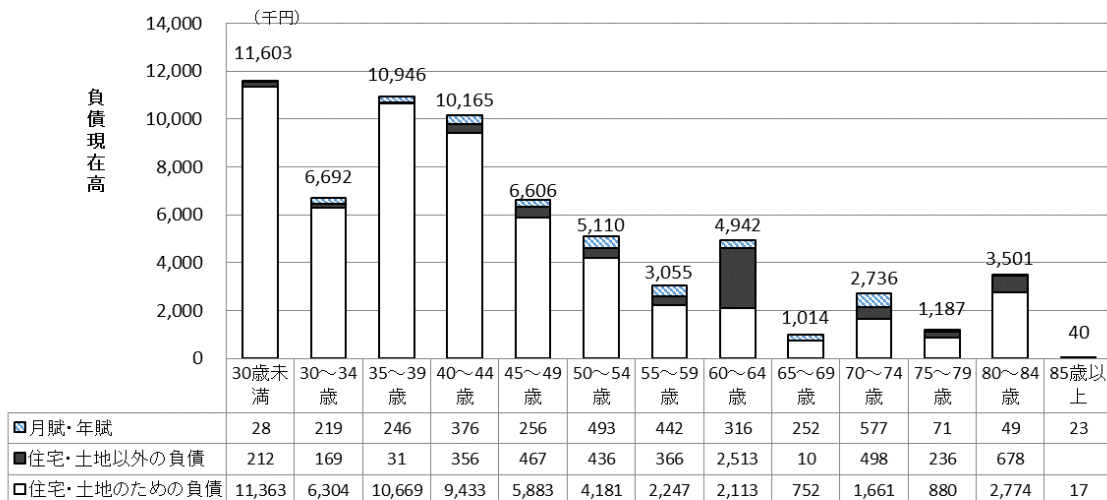
「30～34歳」から「60～64歳」までは年齢階級が高くなるに従ってほぼ多くなる傾向にあり、「70～74歳」以降は年齢階級が高くなるに従って低くなっている（図11）。



注 貯蓄を保有していない世帯を含む平均

二人以上の世帯の1世帯当たり金融負債残高を世帯主の年齢階級別にみると、「30歳未満」が1,160.3万円と最も多くなっている。また、負債現在高のうち「住宅・土地のための負債」も「30歳未満」が最も多くなっている（図12）。

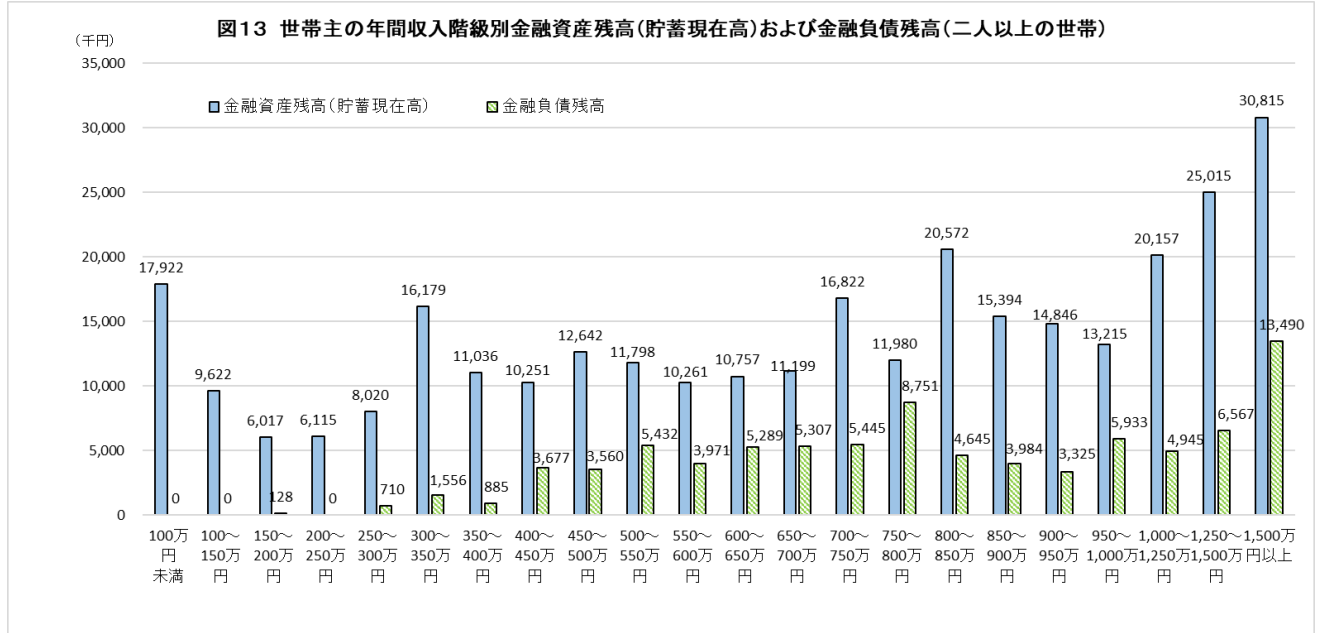
図12 世帯主の年齢階級別金融負債残高（二人以上の世帯）



注 負債を保有していない世帯を含む平均

5 世帯主の年間収入階級

二人以上の世帯の1世帯当たりの金融資産残高（貯蓄現在高）および金融負債残高を世帯主の年間収入階級別にみると、いずれも「1,500万円以上」の階級で最も多くなっている（図13）。



Ⅲ 家計資産

1 概況

2019年10月末日現在の二人以上の世帯の家計資産総額（純資産総額）は、1世帯当たり2,935.7万円で全国第13位となり、2014年と比較すると568.2万円（-16.2%）の減少となっている。

これを家計資産の種類別にみると、「宅地資産」が1,354.1万円（家計資産総額に占める割合46.1%）と最も多く、次いで「純金融資産」が1,011.6万円（同34.5%）、「住宅資産」が570万円（同19.4%）となっている。（表7、8、図14）

表7 1世帯当たり家計資産の内訳（二人以上の世帯）

項目	福井県						全国	
	2014年		2019年		増減率(%)	上昇・低下幅(ポイント)	2019年	
	実数(千円)	構成比(%)	実数(千円)	構成比(%)	実数	構成比	実数(千円)	構成比(%)
家計資産総額	35,039	100.0	29,357	100.0	-16.2	-	32,194	100.0
純金融資産（貯蓄－負債）	14,160	40.4	10,116	34.5	-28.6	-5.9	8,386	26.0
金融資産残高（貯蓄現在高）	17,986	-	14,653	-	-18.5	-	14,497	-
金融負債残高	3,826	-	4,537	-	18.6	-	6,110	-
住宅・宅地資産	20,879	59.6	19,241	65.5	-7.8	5.9	23,808	74.0
宅地資産	15,395	43.9	13,541	46.1	-12.0	2.2	18,805	58.4
住宅資産	5,484	15.7	5,700	19.4	3.9	3.7	5,004	15.5
（再掲）現住居・居住地	17,457	49.8	14,680	50.0	-15.9	0.2	19,762	61.4
宅地資産	12,739	36.4	10,044	34.2	-21.2	-2.2	15,693	48.7
住宅資産	4,718	13.5	4,636	15.8	-1.7	2.3	4,070	12.6
（再掲）現住居・居住地以外	3,422	9.8	4,561	15.5	33.3	5.7	4,046	12.6
宅地資産	2,656	7.6	3,497	11.9	31.7	4.3	3,112	9.7
住宅資産	766	2.2	1,064	3.6	38.9	1.4	934	2.9

図14 家計資産の種類別1世帯当たり家計資産（二人以上の世帯）

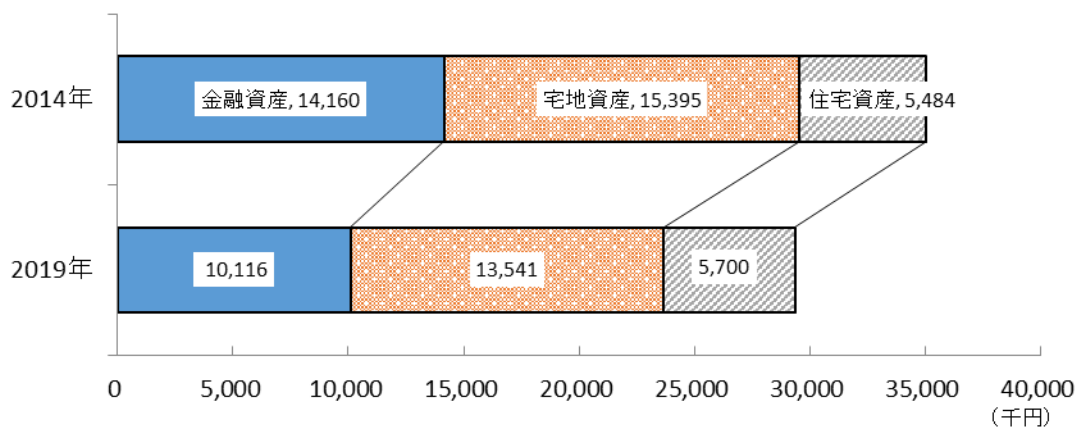


表8 「所得に関する結果」および「家計資産・負債に関する結果」都道府県別ランキング(二人以上の世帯)

(千円)

都道府県	所得 (年間収入)	順位	金融資産 残高 (貯蓄現在高)	順位	金融負債 残高	順位	純金融資産 (貯蓄-負債)	順位	住宅・宅地	順位	純資産総額 (純金融資産+ 住宅・宅地)	順位
全国平均	6,773	-	14,497	-	6,110	-	8,386	-	23,808	-	32,194	-
北海道	5,529	45	9,994	43	4,025	38	5,969	41	11,220	46	17,189	43
青森県	5,888	39	8,413	46	4,400	31	4,012	46	11,222	45	15,235	47
岩手県	6,207	30	11,657	35	4,197	34	7,460	33	14,298	32	21,758	33
宮城県	6,691	19	13,691	23	5,501	14	8,190	27	18,381	15	26,571	17
秋田県	6,035	36	10,205	41	3,664	45	6,541	38	9,279	47	15,820	46
山形県	6,648	20	11,631	36	4,300	33	7,331	35	13,072	37	20,403	39
福島県	6,194	31	11,895	33	4,693	25	7,202	36	14,879	29	22,081	31
茨城県	7,061	8	14,493	18	5,809	11	8,684	22	16,596	22	25,280	21
栃木県	6,871	15	13,619	24	5,028	21	8,592	23	16,634	21	25,225	22
群馬県	6,628	22	13,326	28	5,955	9	7,371	34	17,634	17	25,005	24
埼玉県	6,975	12	15,478	11	7,467	3	8,011	29	28,671	4	36,682	4
千葉県	7,178	6	16,000	8	6,842	5	9,157	17	24,172	7	33,329	8
東京都	8,196	1	17,562	3	9,132	2	8,429	25	52,688	1	61,118	1
神奈川県	7,514	2	18,218	1	9,304	1	8,914	20	35,353	2	44,267	2
新潟県	6,613	23	12,745	30	4,315	32	8,430	24	13,328	35	21,758	33
富山県	7,247	4	16,231	6	4,525	28	11,705	1	16,478	23	28,183	14
石川県	7,010	10	14,822	14	4,763	24	10,059	10	14,786	30	24,845	25
福井県	7,232	5	14,653	16	4,537	27	10,116	9	19,241	14	29,357	13
山梨県	6,366	28	11,758	34	4,009	39	7,749	32	16,288	24	24,037	27
長野県	6,640	21	13,531	25	5,546	13	7,985	30	17,301	19	25,286	20
岐阜県	6,901	13	14,903	13	5,435	16	9,469	14	18,248	16	27,717	15
静岡県	6,999	11	15,864	10	6,518	6	9,346	15	24,262	6	33,608	7
愛知県	7,375	3	17,685	2	7,000	4	10,685	6	29,640	3	40,325	3
三重県	7,036	9	14,481	19	5,549	12	8,931	19	17,030	20	25,961	19
滋賀県	7,137	7	16,922	5	6,194	7	10,729	5	21,090	13	31,819	10
京都府	6,747	18	15,875	9	5,895	10	9,980	11	25,964	5	35,944	5
大阪府	6,186	32	14,236	22	6,105	8	8,130	28	22,800	9	30,930	12
兵庫県	6,804	16	16,051	7	5,480	15	10,571	7	22,298	10	32,869	9
奈良県	6,410	26	16,999	4	5,324	17	11,675	2	22,207	11	33,882	6
和歌山県	5,835	40	13,360	27	3,606	46	9,754	12	13,747	33	23,501	30
鳥取県	6,499	25	13,429	26	4,464	29	8,965	18	12,973	38	21,938	32
島根県	6,885	14	14,307	21	4,158	37	10,150	8	13,591	34	23,741	29
岡山県	6,789	17	14,453	20	5,242	19	9,211	16	14,566	31	23,777	28
広島県	6,574	24	14,588	17	4,846	23	9,742	13	21,573	12	31,316	11
山口県	6,161	33	12,639	31	3,754	44	8,885	21	11,959	42	20,843	37
徳島県	6,144	34	14,773	15	3,472	47	11,302	4	15,138	28	26,440	18
香川県	6,368	27	15,248	12	3,944	40	11,303	3	15,329	27	26,632	16
愛媛県	5,978	37	12,944	29	5,151	20	7,793	31	17,353	18	25,146	23
高知県	5,763	42	12,231	32	3,835	43	8,396	26	13,105	36	21,502	35
福岡県	6,080	35	10,959	37	5,243	18	5,716	42	15,696	25	21,412	36
佐賀県	6,363	29	10,447	40	4,458	30	5,989	40	11,914	43	17,903	42
長崎県	5,766	41	10,828	38	3,932	41	6,896	37	11,687	44	18,583	41
熊本県	5,959	38	10,124	42	5,001	22	5,123	43	15,417	26	20,540	38
大分県	5,751	43	10,559	39	4,564	26	5,994	39	12,849	39	18,844	40
宮崎県	5,565	44	8,880	44	3,891	42	4,989	44	11,989	41	16,978	44
鹿児島県	5,352	46	8,704	45	4,174	35	4,530	45	12,023	40	16,554	45
沖縄県	4,935	47	6,021	47	4,164	36	1,858	47	22,890	8	24,748	26

調査の概要

1 調査の目的

全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産および負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布および消費の水準、構造等を全国のおよび地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計調査である。総務省が1959年の1回調査以来5年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直したものであり、今回で通算13回目の調査に当たる。

2 調査の期間

調査は、2019年(令和元年)10月および11月の2か月間に実施した。

3 調査の対象

全国から無作為に選定した約90,000世帯を対象とし、二人以上の世帯と単身世帯とに分けて調査した。

福井県の二人以上の世帯では、無作為に抽出された9市2町(福井市・敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・越前町・美浜町)の約1,000世帯が調査対象となった。

○調査世帯数

全国 約90,000世帯

福井県 二人以上の世帯……約1,000世帯、単身世帯……約200世帯

4 調査事項および調査期日

調査票の種類	調査事項	調査期日
家計簿(10月分)	収入および支出	10月1か月間
家計簿(11月分)	収入、支出、購入地域および購入先	11月1か月間
世帯票	世帯、世帯員、住宅・土地 等	10月
年収・貯蓄等 調査票	年間収入、貯蓄現在高および借入金 残高に関する事項	前年11月～調査年当年10月の1年間 (貯蓄、借入金の残高については 10月末現在)
個人収支簿	世帯員個人の収入および支出	10月または11月 (調査対象によりいずれか1か月間)

用語の解説

1 世帯主

名目上の世帯主ではなく、一緒に住んでいて、かつ「家計上の主たる収入を得ている人」のことをいう。

2 世帯人員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚、住み込みの家事使用人、営業使用人なども含めた世帯員の人数をいう。家族であっても別居中の人、家計を別々にしている間借人などは含めない。

3 有業人員

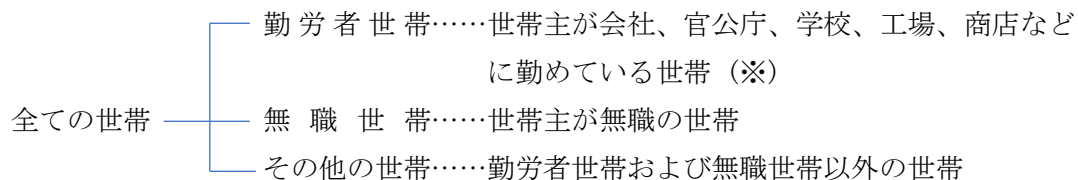
世帯員のうち勤め先のあるもの、自営業主、家族従業者、内職従事者などの人数をいう。

4 世帯の種類

「二人以上の世帯」か「単身世帯」（世帯員が一人のみの世帯）かのいずれかにより分類しており、これらを合わせたものが「総世帯」である。

5 世帯区分

世帯主の就業状態によって「勤労者世帯」、「無職世帯」および「その他の世帯」に分類される。



※ 世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は、「その他の世帯」とする。

6 収入と支出

収入は、勤め先収入や事業・内職収入などの「実収入」、預貯金引出、クレジット購入などの「実収入以外の受取（繰入金を除く）」および「前月からの繰入金」の三つに分類される。

支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの「非消費支出」（「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という。）、預貯金預け入れ、借入金返済などの「実支出以外の支払（繰越金を除く）」および「翌月への繰越金」の四つに分類される。

7 収支項目分類

家計における収支を分類するための分類体系をいう。2019年全国家計構造調査の収支項目分類は、2020年1月改定の家計調査の分類を基に作成している。

消費支出については、「品目分類」と「用途分類」の二つの体系があるが、全国家計構造調査では品目分類を基本としている。ただし、交際費を別掲とし、用途分類による値を大分類（費目）で再現できるようにしている。

＜品目分類と用途分類＞

消費支出は、品目分類と用途分類の2体系に分類されている。品目分類は、世帯が購入した商品およびサービスを、同一商品は同一項目に分類する方法である。用途分類は、商品およびサービスを世帯内で使うか、世帯外の人のために使うかによって大別し、世帯内で使う分については品目分類によって分類し、世帯外の人のために使う分のうち、贈答と接待に使う分は「交際費」として分類し、それ以外の分は世帯内で使う分と合わせて分類する方法である。

8 可処分所得

「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことをいう。

9 購入先

購入先は、世帯で購入した品目について、品目ごとにその購入先を家計簿（11月分のみ）に記入する方法で調査した。購入先の分類基準は、別表1のとおりである。

10 購入地域

購入地域は、世帯で購入した品目について、品目ごとにその購入地域（「同じ市町村」、「他の市町村（県内）」、「他の市町村（県外）」）を家計簿（11月分のみ）に記入する方法で調査した。なお、預貯金の引出と預入、保険掛金、有価証券の購入や掛買い、月賦による代金の支払、通信販売での購入等については調査を行っていない。

11 購入形態

世帯で購入した品目について、品目ごとにその支払方法（「現金」、「クレジット、掛買い、月賦」、「電子マネー」等）を家計簿に記入する方法で調査した。なお、集計上の「現金」には、支払方法で「現金」、「ポイント」、「商品券」、「デビットカード」、「口座間振込等」および「自分の店の商品」とされたもののほか、自動引落しによる支払のうち「クレジット、掛買い、月賦」に該当しない支出を含めている。

別表 1

	購入先	分類基準
通信販売	1 通信販売 (インターネット)	インターネット上で注文を行い、品物を購入またはサービスの提供を受ける形態（いわゆるネットショッピング）をいう。
	2 通信販売 (その他)	「1 通信販売（インターネット）」以外で、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ、カタログ等で広告し、郵便、電話等で注文を行い、品物を購入またはサービスの提供を受ける形態をいう。
店頭販売	3 一般小売店	次の「4 スーパー」～「8 ディスカウントストア・量販専門店」以外の小売店をいう。例えば、個人商店、ガソリンスタンド、書店、雑貨店、高級ブランドショップ、新聞小売店、チケットショップなどをいう。
	4 スーパー	食品、日用雑貨、衣類、電化製品など、各種の商品を、セルフサービスで販売する小売店をいう。
	5 コンビニエンスストア	食品を中心に、家事雑貨、雑誌など各種最寄り品を取りそろえ、セルフサービスで販売しており、店舗規模が小さく、24 時間または長時間営業を行う小売店をいう。
	6 百貨店	衣・食・住にわたる各種の商品を主に対面販売により販売しており、常時 50 人以上の従業員のいる小売店をいう。
	7 生協・購買	組合員の出資によってつくられている生活協同組合、農業協同組合や会社、官公庁が職員のために設けている購買部をいう。
	8 ディスカウントストア・量販専門店	店頭商品を原則的に全品値引きして安い価格を売り物としている小売店、家電や衣料品（ファストファッションを含む。）などの量販専門店、主に医薬品や化粧品を販売しているドラッグストア、均一価格で多様な商品を販売する小売店や格安チケットショップなどをいう。
その他	9 その他	上記以外の店、例えば、美容院、クリーニング店、問屋、市場、露店、行商、リサイクルショップなどをいう。また、飲食店（レストラン、ファーストフード、居酒屋等）や自動販売機、電気料金や都市ガス料金などの支払もここに含める。

1.2 年間収入

世帯における過去1年間（2019年調査では、2018年11月から2019年10月まで。）の収入（税込）で、勤め先からの収入、事業による収入、年金や給付金の受取金など、経常的に得ているものをいう。退職金、財産の売却で得た収入、相続により得た預貯金など、一時的な収入は含まない。

1.3 金融資産残高、金融負債残高

金融資産残高（貯蓄現在高）とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。

金融負債残高とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金および月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

具体的な内容例示は、『金融資産・負債の範囲と内容』（別紙）に記載している。

負債保有率

全ての世帯のうち、負債（「住宅・土地のための負債」、「住宅・土地以外の負債」および「月賦・年賦」のうちいずれか。）の残高を保有している世帯の割合をいう。

1.4 住宅資産・宅地資産

住宅および宅地については、世帯ごとの資産額を2019年10月末時点で評価し、集計に使用した。

1.5 家計資産総額

「純金融資産」（金融資産残高から金融負債残高を引いたもの）と、「住宅・宅地資産」（所有している住宅・宅地（居住しているもの以外を含む。））を合わせて家計資産総額としている。（総務省統計局ホームページに掲載されている統計表における「純資産総額（純金融資産＋住宅・宅地）」に該当）。

別紙 金融資産・負債の範囲と内容

1 調査の範囲と内容

- 金融資産残高（貯蓄現在高）とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）・その他の金融機関への預貯金（利子を含む。）、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。

- 金融資産残高は、その種類によって金額の評価方法が異なる。
 - ・ 生命保険・損害保険・簡易保険：加入してからの払込総額
 - ・ 株式および投資信託：2019年10月末日現在の時価による見積額
 - ・ 貸付信託・金銭信託および債券：額面金額

- NISA（少額投資非課税制度）やiDeCo（個人型確定拠出年金）については、制度によらず、購入したものの種類（株式や投資信託など）によって、それぞれ該当する項目に含めている。

- 金融負債残高とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先会社・共済組合、親戚・知人からの借入金および月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

金融資産・負債とするもの	金融資産・負債としないもの
<ul style="list-style-type: none">● 単身赴任・出稼ぎなどで離れて暮らしている人の貯蓄・借入金（世帯内で管理している分）● 個人営業のための分	<ul style="list-style-type: none">● 現金のまま保有しているいわゆるタンス預金● 知人等への貸金● 公的年金や企業年金の掛金● 手持ちの現金

2 金融資産・負債の内容および注意事項

項目		内容および注意事項	
金融資産	預貯金	通貨性預貯金	<ul style="list-style-type: none"> ● 期間の定めがなく、出し入れ自由なもの ● 普通預金、当座預金、通常貯金、通知預金など
		定期性預貯金	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定期間預け入れておくもの ● 定期預金、積立定期預金、定期積金など ● 定額貯金、定期貯金、財産形成貯金など
	生命保険など	生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険会社の終身保険、普通養老保険、こども保険、個人年金保険など ● 農業協同組合などの終身共済、養老生命共済、こども共済、年金共済など ● 掛け捨ての保険は含めない
		損害保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災保険、傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険、積立生活総合保険など ● 積立型介護費用保険 ● 掛け捨ての保険は含めない
		簡易保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構で取り扱っている養老保険、終身年金保険、夫婦保険など ● 掛け捨ての保険は含めない
	有価証券	貸付信託・金銭信託	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託銀行に信託して運用する貸付信託、金銭信託
		株式	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年10月末日現在の時価で見積もった額
		債券	<ul style="list-style-type: none"> ● 国債、地方債、政府保証債、金融債など
		投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式投資信託、公社債投資信託など ● 2019年10月末日現在の時価で見積もった額
	その他 (社内預金など)	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行の「金投資口座」、証券会社の「金貯蓄口座」など、金融機関で上記以外の貯蓄 ● 社内預金、勤め先の共済組合、互助会(冠婚葬祭を目的としたものを除く)など金融機関外への預貯金 	
(再掲)年金型貯蓄	<ul style="list-style-type: none"> ● 財形年金貯蓄、個人年金信託、個人年金保険など、将来定期的に定められた額を受け取る制度がある貯蓄 ● 公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金)や企業年金(確定給付年金、厚生年金基金など)、国民年金基金は含めない 		
金融負債	住宅・土地のための負債	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅を購入、建築あるいは増改築したり、土地を購入するために借り入れた場合または割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払残高 	
	住宅・土地以外の負債	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に必要な資金(教育ローンなど)、個人事業に必要な資金(開業資金、運転資金など)を借り入れた場合の未払残高 	
	月賦・年賦	<ul style="list-style-type: none"> ● 乗用車や衣類などを月賦・年賦(分割払い)で購入した場合の未払残高 	

利用上の注意

全国家計構造調査の統計表をみる際は、以下の点に御留意ください。

詳細については、総務省「2019 年全国家計構造調査 利用上の注意」をご確認ください。

(<http://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/kekka.html#kekka>)

1 調査時期（家計収支に関する結果）

2019 年全国家計構造調査の「家計収支に関する結果」は、原則として 10 月・11 月の収支を調査した結果であり、通年の収支を調査したものではない。家計収支には季節性があるので、10 月・11 月の収支内容がそのままその年の収支内容を代表するものとはならない。また、2019 年 10 月の消費税率改定など、制度変更の影響にも留意する必要がある。

〈調査時期に起因する留意事項（詳細）〉

家計収支に関する結果は、2019 年 10 月および 11 月の収支を集計したものである※1。

10・11 月といった特定の時期の家計収支の結果をみる際には、季節性に留意する必要がある。通年調査の結果から得られる季節指数をみると、10 月、11 月とも 100 を下回っており、一般的に 10・11 月の消費支出は年平均値（1 月から 12 月の平均値）に比べやや低い水準であるとみられる※2。

消費税率の改定といった制度変更要因の影響にも留意が必要である。消費税率に関しては、2014 年 4 月 1 日に 5%から 8%への改定、2019 年 10 月 1 日に 8%から 10%への改定が行われている。消費税率の改定前にはいわゆる駆け込み需要による消費支出の増加、改定後にはその反動による消費支出の減少がみられる。

通年調査の結果をみると、2019 年 10・11 月消費支出の 2014 年 10・11 月消費支出に対する増減率は、2019 年平均消費支出の 2014 年平均消費支出に対する増減率に比べやや低くなっている。これは、2019 年 10 月が消費税率改定直後にあたり、駆け込み需要の反動減による影響を受けているためとみられる※3。

※1 購入先、購入地域に関する結果は 11 月の支出を集計したものである。

※2 季節性（季節指数）は費目や地域等によっても異なり得る。例えば、11 月の光熱支出に関する季節性について、北海道のように年間の寒暖差が大きい地域では全国平均よりも季節性が強く出ることが想定される。

※3 2019 年 10 月に消費税率が改定されたが、食料品などでは軽減税率の適用により消費税率が変わらなかったほか、幼児教育が無償化されるといった制度改正も行われており、10 月の制度改正による影響は費目や世帯属性等により様々であるとみられる。

2 調査の範囲

2019 年全国家計構造調査は、全国から無作為に選定した約 90,000 世帯を対象として実施したが、次に掲げる世帯は、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査の対象から除外している。

- ・料理飲食店、旅館または下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯
- ・賄い付きの同居人のいる世帯
- ・住み込みの営業上の使用人が 4 人以上いる世帯
- ・外国人世帯（世帯に日本語での調査票記入ができる者がいない世帯）
- ・学生の単身世帯
- ・15 歳未満の単身世帯

- ・社会施設または矯正施設の入所者（例：介護保険施設）
- ・病院および療養所の入院者
- ・自衛隊の営舎内居住者

3 集計体系による結果の違い

2019年全国家計構造調査において作成する統計は、集計体系により集計に用いる調査票や調査対象世帯が異なるほか、同じ集計体系でも統計表により主な目的として集計する項目が異なるため、集計対象が異なる場合がある。

例えば、分類項目「購入先」または「購入地域」を含む統計表では、11月分家計簿のみを集計対象とし、10月分家計簿は集計に含めていない。このため、10月分および11月分家計簿を集計に用いる統計表（分類項目「購入先」または「購入地域」を含まない統計表）とは、同じ「消費支出」でも金額が異なる。

4 標本誤差

全国家計構造調査は標本調査であり、結果には標本誤差が含まれる。一般には、標本規模が小さいほど標本誤差が大きくなるので、利用に当たっては統計表の集計区分ごとの「集計世帯数（概数）」の違いに留意が必要である。

[参考] 2019年 全国家計構造調査 集計世帯数(概数)一覧表

調査の種類	家 計		所 得		資産・負債
世帯の種類	二 人 以 上				
世帯区分	全世帯	勤労者世帯	全世帯	勤労者世帯	全世帯
全国	31,930	17,360	63,510	35,100	62,000
福井県	500	270	1,000	560	980
(表番号)	表 1, 表 3	表 2	表 4	—	表 4, 5, 6, 7

5 2014年調査との時系列比較

2019年全国家計構造調査の実施・集計に当たっては、調査方法の変更、乗率作成方法の変更等が行われた。このため、今回公表の2014年の数値は、前回発表当時の数値とは異なる。2019年調査結果を前回調査（平成26年（2014年）全国消費実態調査）の結果と時系列比較する場合は、時系列比較に適するよう再集計された『平成26年全国消費実態調査 2019年調査の集計方法による遡及集計』の値を用いている。

6 総数と内訳の計・分類項目ごとの留意事項

原則として不詳の世帯は総数にのみ含み、内訳項目には含まれないこと、四捨五入による端数の調整を行っていないことから、総数と内訳の計は必ずしも一致しない。

7 統計表中に使用している記号

統計表中に使用されている記号のうち、「—」は該当数値がないことを示す。

福井県地域戦略部統計情報課

〒910-8580

福井市大手3丁目17番1号

電話 0776-20-0273(ダイヤルイン)

0776-21-1111(代表)

内線 2376(人口統計グループ)

統計情報課ホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/>